

平成 18 年 7 月 21 日

各位

不動産投信発行者名  
東京都港区浜松町二丁目 4 番 1 号  
オリックス不動産投資法人  
代表者名 執行役員 市川 洋  
(コード番号 8954)

問合せ先  
オリックス・アセットマネジメント株式会社  
取締役専務執行役員 佐藤 光男  
TEL : 03-3435-3285

## 東京証券取引所からの「改善報告書」提出請求について

オリックス不動産投資法人(以下「本投資法人」といいます。)は、本日、東京証券取引所(以下「取引所」といいます。)より下記の事由にて、不動産投資信託証券に関する有価証券上場規程の特例(以下「不動産投信特例」といいます。)第7条第4項の規定により、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則(以下「適時開示規則」といいます。)第22条第1項の規定に基づき、「経緯及び改善措置を記載した報告書」(以下「改善報告書」といいます。)の提出を求められましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 「改善報告書」の提出事由

本投資法人は、平成14年6月12日の上場日以降、投資口の追加発行、資金の借入、その他の開示事項に関し、投資法人役員会または同投資法人の資産の運用に係る業務の委託を受けた投資信託委託業者の取締役会(以下、「役員会等」という。)での承認がいわゆる持廻りにより行われていたため役員会等の決議要件を充足していなかったものがあつたにもかかわらず、役員会等で決議されたものと不実の記載をして開示を行っていた事案が多数認められる。

このように、上場時より長期間にわたって継続的に適時開示規則違反行為が繰り返行われている現状から鑑みると、本投資法人においては、適時開示を適切に行うための体制等について改善の必要性が高いと認められることから、不動産投信特例第7条第4項の規定による、適時開示規則第22条第1項の規定に基づき、その経緯及び改善措置を記載した報告書の提出を求められたものです。

本投資法人では、取引所からの当該報告書の提出請求を厳粛に受け止め、真摯に回答させていただく所存でございます。

以上

本日資料の配布先: 兜クラブ、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会